

Contents

Bureau

[AIPPI Bureau 会合－2013年4月29日～5月1日、シアトル](#)

AIPPI Bureau は、AIPLA および AIPLA の AIPPI 部門（米国部会）の幹部と意見交換を行うため、AIPLA 春季会合に先立ち、シアトルで話合いの場を持ちました。今回の交流ミーティングは、Bureau メンバーにとって、AIPLA の運営や活動について詳しく知ることのできる貴重な機会となりました。

(John Bochnovic, President of AIPPI)

[AIPLA 春季会合－2013年5月1日～3日、シアトル](#)

AIPLA 幹部とのミーティング後、Bureau メンバーの一部はそのまま春季会合に参加し、5月1日には、AIPPI 米国部会の会合も行われました。AIPLA 春季会合は、約500名の参加者にとって、大規模な CLE（継続研修制度）プログラムであると同時に、交流の機会でもあります。

(John Bochnovic, President of AIPPI)

[バルト海沿岸諸国 知的財産国際会議－ヴィリニウス](#)

4月11日～13日にリトアニアのヴィリニウスで開催された隔年のバルト三国会議には、20カ国から120名を超える参加をいただきました。会議では、各国の一流の講師が、知財法やその運用に関する最新の動向について紹介し、業界の代表者が自らの体験を交えて講演しました。ヴィリニウスの美しい街並みと、和やかな雰囲気と、素晴らしい会場が、会議の成功を後押ししてくれました。AIPPI 本部からは、Laurent Thibon 氏（Deputy Secretary General）と Renata Righetti 氏（Assistant Secretary General）に出席いただきました。

(Renata Righetti, Assistant Secretary General of AIPPI)

WIPO 仲裁調停センター（ジュネーブ）が、技術取引における紛争解決に関する国際調査の結果を発表しましたが、AIPPI はこの調査の準備において積極的な貢献をしました。

(Thierry Calame, Reporter General of AIPPI)

2013 年 AIPPI フォーラム&執行委員会

2013 年 AIPPI フォーラム&執行委員会—今すぐご登録ください！

Early Bird（早期割引）料金での登録期限まであと 13 日です。

6 月 3 日までは、ヘルシンキ・フォーラム&執行委員会に割引料金で登録できます。この機会をお見逃しなく。

本部ウェブサイトからご登録ください：www.aippi.net

暫定プログラムをご覧になれます：[英語](#)・[スペイン語](#)

宿泊・交流イベントなどに関する情報は[こちら](#)からご覧になれます。

(AIPPI General Secretariat)

[ヘルシンキにおける 2013 年 AIPPI フォーラム&執行委員会におけるスポンサー募集のご案内](#)

世界各国から、知的財産のさまざまな分野で実務に携わる人々が 600 名以上参加すると予想されます。このような広範囲にアピールできる絶好の機会を生かすためのスポンサー、出展、さらにはメディアパートナーについてご案内します。

(AIPPI General Secretariat)

ヘルシンキのシナゴーク

ヘルシンキで開催されるフォーラム&執行委員会への参加を予定しているユダヤ教徒の AIPPI 会員は、宿泊するホテルから徒歩で 15 分～20 分の距離にある、市中心部のヘルシンキ・シナゴークで行われる礼拝に参加することができます。

(AIPPI General Secretariat)

今後の行事

2013年6月：6/26～28

[AIPPI・AIPLA・FICPIー秘匿特権に関する学術会議ーパリ](#)

残りわずか、今すぐお申込みください。

知的財産の専門的アドバイスにおける秘密保護については、WIPO や欧州統一特許裁判所 (UPC) 制度に関わるものなど、さまざまなフォーラムで議論されていますが、AIPPI と AIPLA と FICPI は、各国政府を支援して解決策を構築するため、パリにおいて共同で学術会議を開催することになりました。講演者として、米国 CAFC の Timothy B. Dyk 判事や、ルイビル大学の John Cross 教授をはじめ、オーストラリア、ドイツ、日本、スイス、米国の政府代表者、さらに UPC 手続規則起草委員会の Kevin Mooney 議長も参加されます。同会議はこれまで、招待による参加に限られていましたが、今回からは、前記の主催団体の会員は誰でも申込みができるようになりました。ただし、登録は先着順で、残り席はわずかです。

(AIPPI General Secretariat)

2013年6月：EPO における PCT に関するセミナー

特許実務者および産業界のためのセミナーー2013年6月13日、ミュンヘン

欧州特許庁 (EPO) は、欧州やその他の地域において PCT 出願や権利化に携わっている弁理士や産業界の知財実務者を対象としたセミナーを開催します。

このセミナーは 8 つのセッションからなり、EPO における (条約に定めるさまざまな役割での) PCT 出願とその処理の重要な側面について、専門家がじかに得た情報や経験を聞くことができます。各セッションは、EPO の専門家および経験豊かな弁理士が担当します。また、国内段階への移行に関する具体的な側面については、他の主要な特許庁 (USPTO、JPO、SIPO) の専門家や、それぞれの手続に精通した弁理士が担当します。さらに、補充国際調査、第 2 章の手続における 2 回目の見解書、特許審査ハイウェイ (PCT-PPH) における PCT 成果物の利用といった、提案されている新たなサービスについても紹介し、詳しく説明します。そして締めくくりとして、PCT に関する重要な動向に関するパネルディスカッションを行い、最後は PCT の 35 周年を記念したカクテル・レセプションならびに懇親会を行います。詳細については欧州特許庁のウェブサイト (<http://www.epo.org/pct-conference>) をご覧ください。

(European Patent Academy)

2013年6月：第32回 ECTA 年次総会

欧州共同体商標協会（ECTA）の第32回年次総会が、2013年6月19日～22日、ブカレスト（ルーマニア）の JW Marriott Grand Hotel で開催されます。

詳細はウェブサイトをご覧ください：<http://www.ecta.org/events/>

(ECTA)

2013年6月：単一特許と特許の統一法域—今後検討すべき戦略とは

AIPPI フランス部会より、公開セミナーのお知らせです。6月26日（水）午後2時より、パリの Cercle National des Armées（8 place Saint Augustin, 75008, Paris）において開催します。

詳細は[こちら](#)をご覧ください。

(French Group of AIPPI)

2013年8月：第33回 ABPI 知的財産国際会議

ブラジル最大で、かつ中南米においても主要な知財団体の一つである ABPI（ブラジル知的財産権協会）の第33回国際会議が、「ニューエコノミーにおける知的財産と知識型社会」というテーマで開催されます。開催日は8月18日～20日、会場はリオデジャネイロの Windsor Barra Hotel です。

詳細はこちらをご覧ください：<http://www.abpi.org.br/congresso/defaulteng.asp>

(Brazilian Group of AIPPI)

2013年：イスラエル部会による国際会議

AIPPI イスラエル部会は、テルアビブ大学法学部と共同で、知的財産に関する国際会議を、今年の後半にテルアビブで開催します。詳細は近々お知らせします。

(Israeli Group of AIPPI)

2014年2月：AIPPI スペイン部会創立 50周年

1963年5月7日の設立以来、AIPPI スペイン部会の活動は尊敬を集め、産業財産制度のあり方に重要な影響を与えてきました。

この節目にあたり、スペイン部会理事会は、この50年の間、質の高い資料を提供してきたという部会の特色にちなんで、知的財産研究に関する記念書籍を刊行することで合

意しました。

また、2014年2月にバルセロナで開催される、次回の年次総会では、50周年を記念した交流行事も開催されることになっています。

(Spanish Group of AIPPI)

記事・解説

インド：[最高裁が Novartis 社の結晶形態特許を認めず](#)

インド最高裁は、Novartis 社によるイマニチブメシル酸塩のβ型結晶形に関する特許出願について、特許法第3条(d)の非特許性および進歩性の欠如を理由として拒絶しました。既知の物質の新たな形状であって、その物質の既知の効能を向上させないものには特許性はありません。最高裁は、イマニチブメシル酸塩は先行技術で開示されているため、「既知の物質」であり、新たなβ型結晶形は、既知の物質と比べて治療効果の向上が証明されなかったとしています。

(Sudhir d. Ahuja, D. P. AHUJA & CO., Calcutta, India)

ポーランド：[統一特許制度が支持されなくなった経緯](#)

欧州統一特許裁判所に関する協定に調印しなかったEU加盟国は2カ国のみですが、その一方がポーランドです。これは、EUの統一特許制度がポーランド経済に及ぼす悪影響の可能性について、国内で激しい議論が行われた結果であり、AIPPIポーランド部会も、この議論に積極的に参加してきました。

(Marek Łazewski, Secretary of Polish National Group of AIPPI)

スイス：[人格権は、所有者による家の取壊しは認めるが、改造は不可](#)

数カ月前、州の裁判所が、所有者による建物の改造を禁ずる判決を下しましたが、その理由は、所有者が求めている改造は、建築家の人格権に影響を及ぼすというものです。この判決では、建築家の著作物に対する同一性保持権という、従来の問題が再び取り上げられています。

(Thomas Widmer, LALIVE, Geneva, Switzerland)

タイ：[類似標章の登録の併存について](#)

タイ最高裁が最近の知財訴訟（Matsuda & Co. vs タイ知的財産局・Valentino S.p.A.）において下した判決は、商標登録に関する法律や、タイで先に登録されている標章との衝突の可能性について審理した非常に重要なものです。この判決がもたらす影響に関する

る有益な洞察と、ブランド所有者が商標登録のために知っておくべきことを紹介します。
(*Srila Thongklang and Parichart Monaiyakul, Tilleke & Gibbins, Bangkok, Thailand*)

オランダ：[EPO が発表した新たな電子ツール Mailbox と MyFiles](#)

欧州特許裁判所（EPO）は、Mailbox と MyFiles という 2 つの電子ツールの運用開始を発表しました。今回は、EPO とユーザー・コミュニティの電子的なやり取りを向上させる、この 2 つの新たなツールについて詳しく紹介します。これらのツールは、出願人に権限を与えることにより、必要な手続の透明性を高めます。ユーザーにとってのメリットは、セキュリティ、品質と透明性、未公開ファイルへのアクセス、電子メール、セルフサービスの機能などです。

(*M.T. Grau Canet and L. Brockhuis-Kuurstra, European Patent Office, The Hague — Rijswijk, The Netherlands*)

英国：[著作権侵害とインターネット](#)

英国最高裁は、「情報化社会における著作権のハーモナイゼーションに関する指令」（2001/29/EC）第 5 条（1）の規定によれば、インターネット上での単なる閲覧の結果としてのコピーは、侵害とみなされないと判断しています。また、インターネット利用に関する著作権法の適用が、EU 全域の多くの人々に重要な影響を及ぼすという理由で、欧州司法裁判所に指導を求めるという異例の対応をしています。

(*Trevor Cook, Bird & Bird, London, United Kingdom*)

米国：[最高裁が「頒布権の消尽」は外国で合法的に作られた著作物の複製にも適用されると判断](#)

米国著作権法第 109 条で成文化されている頒布権の消尽（first sale）法理は、著作物の複製を合法的に入手した所有者が、その複製を著作権者の許可なく販売できるようにするものであり、その複製が作られたのが米国内か他国かを問いません。最高裁は *Kirtsaeng vs John Wiley & Sons, Inc.* 事件において、著作権法の文言、立法府の意思、コモンロー、政策上の考慮事項などに基づいて、頒布権の消尽に関するいかなる地理的制限も認めないという判断をしました。

(*Seth I. Appel, Pattishall, McAuliffe, Newbury, Hilliard & Geraldson LLP, Chicago, Illinois, United States of America*)

各国部会

オーストラリア部会：統一特許制度に関する意見聴取

2013年4月、AIPPI オーストラリア部会と IPSANZ（オーストラリア&ニュージーランド知的財産協会）の共催による講演会が行われ、今回も盛況でした。

今回は、来年導入される予定の統一特許制度に関する講演を、Gill Jennings & Every LLP（英国）の Peter Finnie 氏にお願いしました。単一特許と統一特許裁判所は、欧州の特許制度において効率を高め、コストを削減するものとして歓迎されていますが、Finnie 氏の分析は、実際にはその反対もあり得ることを示唆するもので、手続きの複雑さや、制度全体としての導入レベルのばらつきは、制度が発効した際に、特許ポートフォリオの戦略的な管理にとってパンドラの箱になるとしています。また、顧客に簡潔明瞭なアドバイスを行う知財実務者の仕事も、制度が実施されれば、かなり大変なものになる可能性があります。Finnie 氏の講演は、シドニー（4月15日）でも、メルボルン（4月23日）でも、好評を博しました。

今回の行事の準備や参加者募集に尽力いただいた IPSANZ、ならびに会場を提供いただいた Allens 法律事務所に感謝の意を表します。

(Australian Group of AIPPI)

フィードバック

会員の皆様からのご意見・ご感想をお待ちしております。e-News あるいは AIPPI に関して気づいた点などありましたら、enews@aippi.org までメールでお寄せください。

・寄稿のお願い

e-News に掲載する記事を読者のみなさんから募集しています。寄稿の際には、e-News の[編集ポリシー／ガイドライン](#)に準拠していただくようお願いします。

e-News は、AIPPI（国際知的財産保護協会）が隔月で出版するニュースレターです。

国際知的財産保護協会（AIPPI）

AIPPI General Secretariat | Toedistrasse 16 | P.O.BOX | CH-8027 Zurich

Tel. 44 280 58 80 | Fax 44 280 58 85

enews@aippi.org | www.aippi.org

今号の作成者 : AIPPI General Secretariat、Ching-Ying Chen

作成協力 : AIPPI Deputy Secretary General、Stephan Freischem

編集 / Communications Committee :

Chair : Charters Macdonald-Brown

Members: Johnny Fiandei

Kristian Fredrikson

Klaus Haft

Bernardo Herrerias

Jehyun Kim

Emmanuel Larere

Bianca Manuela Gutierrez

Bill Mayo

Petri Rinkinen

Robert Sacoff

Ana de Sampaio

Matthew Swinn

免責事項 :

AIPPI は伝達する情報の正確性を期すべくあらゆる努力をしていますが、これらの情報は、特定の資格を有する専門家の助言に代わるものとみなされるものではありません。AIPPI は、インタビューで表明された意見やウェブの外部リンクを介して提供される情報に対しては一切責任を負いません。